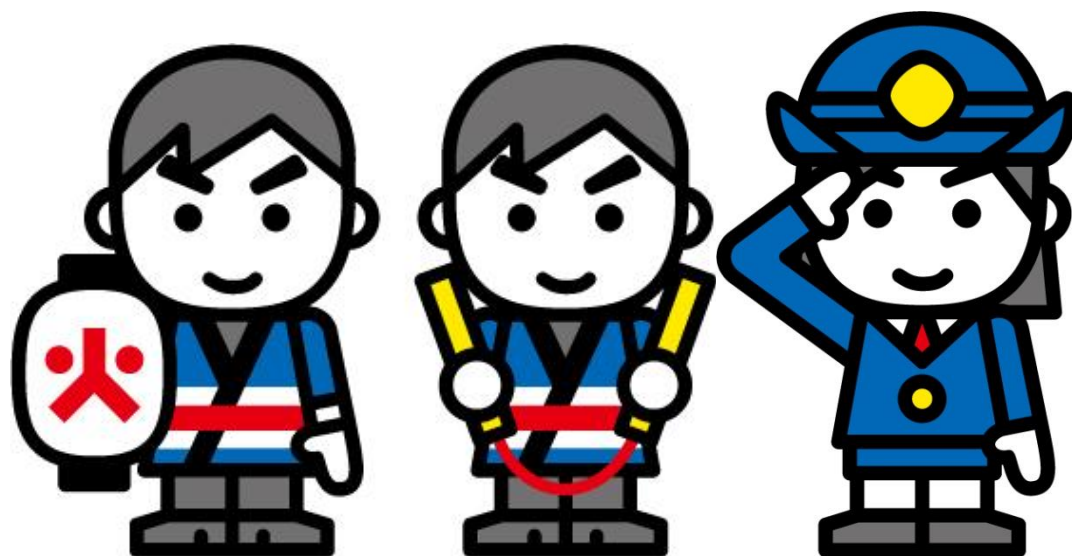


人吉市消防団 消防団マニュアル

【 目 次 】

- 1 消防団員の身分
- 2 消防団の仕事
- 3 消防のしくみ
- 4 消防団員の権限
- 5 消防団員の処遇
- 6 積載車について



1 消防団員の身分

消防団員は消防職員とは違い、消防を本業として生活を立てているわけではありませんが、その身分は地方公務員法に規定される特別職の公務員となります。

公務員として「忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平と偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行する」義務があります。

2 消防団の仕事

消防組織法第1条で、消防の任務は「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減すること」と明示されています。

この任務を遂行するために消防団は活動を行っています。

消防団員の活動

火災や災害時に救助・救援に出動するだけでなく、普段から訓練や火災予防のための普及啓発活動などを行います。団員は、地域住民によって構成され、住民にとっては安全な暮らしを守る、最も身近で頼りになる存在です。

■火災発生時

消火
警戒
鎮火後の処理など

■災害発生時（地震、台風、洪水、がけ崩れなど）

人命救助
災害防御
避難誘導
警戒
捜索など

■平常時

火災予防活動
警戒警備活動
演習訓練活動
機械器具等の点検 など

3 消防のしくみ

(1) 消防本部（常備消防）

人吉下球磨消防組合では人吉市・錦町・相良村・五木村・山江村・球磨村の6市町村を管轄しています。消防本部では常備消防の予算、企画、人事、予防等の事務を行います。

(2) 消防署（常備消防）

消防署は、火災、災害、救急に直接携わる第一線の部隊として活動するとともに、火災予防活動にも従事します。人吉下球磨消防組合では管轄区域内に5つの消防署（分署）を配置しています。

中央消防署（人吉市） 東分署（錦町） 西分署（球磨村） 北分署（五木村）
中分署（相良村）

(3) 消防団（非常備消防）

消防団は、本業を持ちながら自分たちの暮らす地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる消防機関の一つです。

消防団員は、火災発生時における消火活動および地震や風水害といった災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動に従事します。また、平常時においても、訓練のほか、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動に従事し、地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っています。

年間の主な行事（人吉市消防団全体で行うもの）

6月	ポンプ操法大会（隔年）	12月	礼式訓練
7月	耐暑訓練（隔年）	12月	年末特別警戒
9月	人吉市総合防災訓練	1月	消防出初式
11月	秋の防火広報パレード	3月	春の防火広報パレード

人吉市消防団の概要

(平成27年4月1日現在)

人吉市の概要

面積	210.48 km ²
世帯数	15,770 世帯
人口	33,980 人

消防団員数

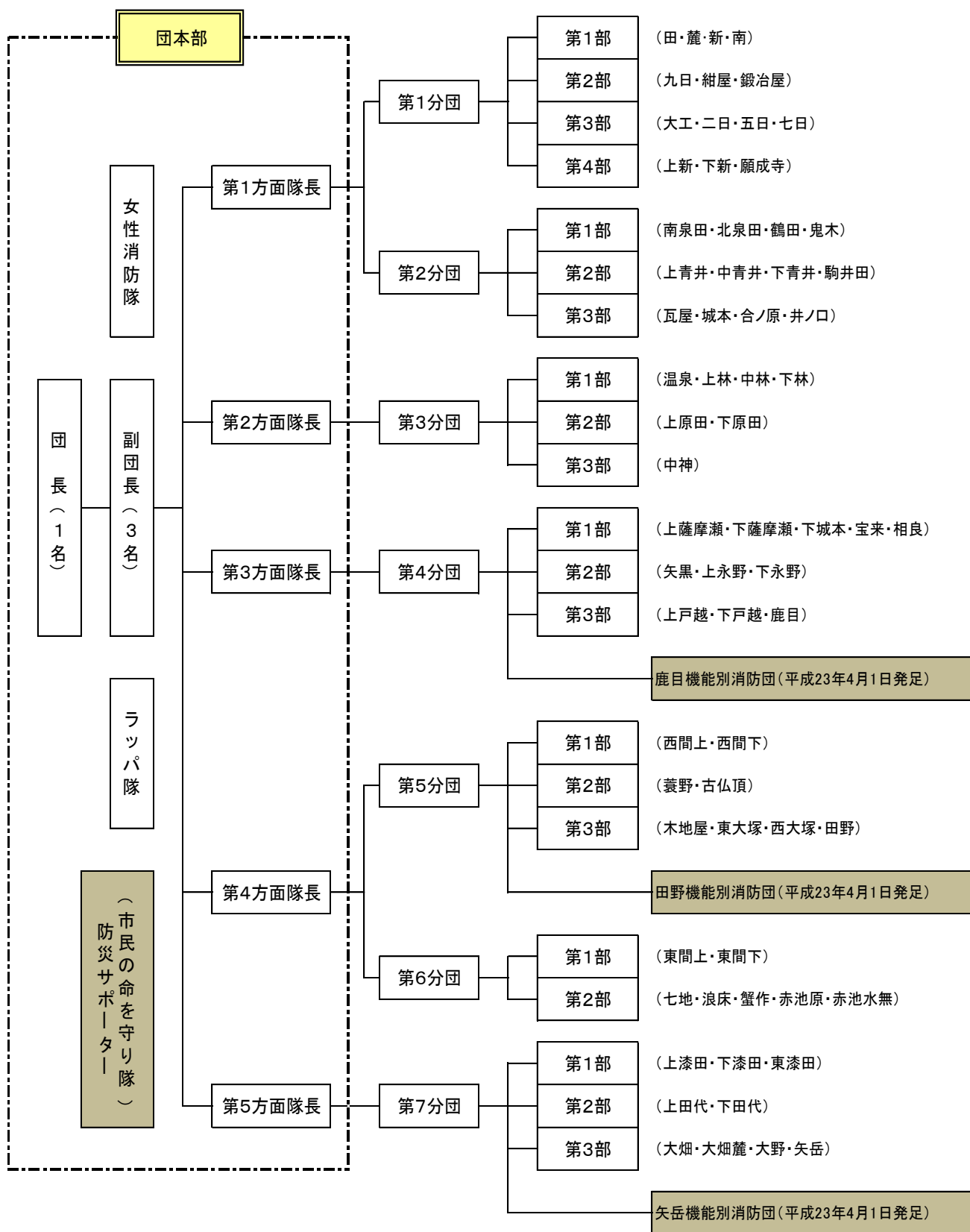
()内は条例定数

団長	1人 (1人)
副団長	3人 (3人)
方面隊長	5人 (5人)
分団長	7人 (7人)
副分団長	7人 (7人)
部長	22人 (22人)
副部長	22人 (22人)
班長	66人 (66人)
団員	386人 (426人)
機能別団員(再掲)	101人
合計	519人 (559人)

消防資機材

小型動力ポンプ(B3級)	25台
積載車	24台
多機能型車両	1台
消防団本部指揮車	1台
防災無線(車両等)	26台
防災無線(幹部用ハンディ)	23台

人吉市消防団の組織図



4 消防団員の権限

1 緊急措置権

- (1) 消防団員は、消火活動や人命救助の際必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することができます。(消防法第29条第1項)
- (2) 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

2 優先通行権及び緊急通行権

消防署員・消防団員は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行においても特別の権限が与えてあります。しかし、消防車両の運転に際しては、細心の注意を払うことが大切です。

(1) 優先通行権

消防車両が火災の現場に赴くときは、他の車両などは道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

(2) 緊急通行権

消防車両は、火災現場に到着するために緊急の必要のあるときは、一般交通の用に供しない道路などを通行することができます。(消防法第27条)

5 消防団員の処遇

1 団員報酬と出動手当

(1) 団員報酬

消防団員には、その労に報いるため年額の報酬が支給されます。

団 長	93,500 円	分団長	53,400 円	副部長	27,500 円
副団長	76,600 円	副分団長	48,500 円	班 長	22,500 円
方面隊長	58,600 円	部 長	47,500 円	団 員	21,500 円

(2) 出動手当

消防団員が、火災や災害に出動したとき、あるいは訓練に参加したときには、出動手当が支給されます。

火災	1人1回 1,500円	災害 搜索	1人1日 3,000円	訓練 その他	1人1日 1,500円
----	----------------	----------	----------------	-----------	----------------

2 消防団員の公務災害補償

公務（消防団員としての活動）により死亡した、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して損害が補償されます。

- 療養補償 医療費などの必要な費用が支給されます。
- 休業補償 働けなくなり、収入が得られなくなった場合に支給されます。
- 傷病補償年金 完治せずに、長期の療養が必要となった場合に年金が支給されます。
- 障害補償 身体に障害が残った場合に年金又は一時金が支給されます。
- 遺族補償 死亡した団員の遺族に対して年金又は一時金が支給されます。
- 葬祭補償 死亡した団員の葬儀を行う者に対して葬祭費用が支給されます。

3 消防団員福祉共済制度

日本消防協会による共済保険制度です。団員の死亡、障害、15日以上入院に対して給付されます。福祉共済は公務以外の日常の事故や病気、怪我に対しても給付されます。（通院は対象外です）

4 消防団員の退職報償金

消防団員が多年にわたり在職して退職した場合には、在職年数や階級に応じて報償金が支給されます。

別表(第2条関係)

平成26年4月1日現在

退職報償金支給額表

(単位：円)

区分 勤務年数	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	部長、副部長及び班長	団員
5年以上10年未満	239,000	229,000	224,000	219,000	214,000	204,000	200,000
10年以上15年未満	344,000	329,000	323,000	318,000	303,000	283,000	264,000
15年以上16年未満	459,000	429,000	422,000	413,000	388,000	358,000	334,000
16年以上17年未満	486,000	450,000	442,000	433,000	406,000	374,000	349,000
17年以上18年未満	513,000	471,000	462,000	453,000	424,000	390,000	364,000
18年以上19年未満	540,000	492,000	482,000	473,000	442,000	406,000	379,000
19年以上20年未満	567,000	513,000	502,000	493,000	460,000	422,000	394,000
20年以上21年未満	594,000	534,000	522,000	513,000	478,000	438,000	409,000
21年以上22年未満	631,000	569,000	554,000	542,000	507,000	463,000	431,000
22年以上23年未満	668,000	604,000	586,000	571,000	536,000	488,000	453,000
23年以上24年未満	705,000	639,000	618,000	600,000	565,000	513,000	475,000
24年以上25年未満	742,000	674,000	651,000	629,000	595,000	539,000	497,000
25年以上26年未満	779,000	709,000	684,000	659,000	624,000	564,000	519,000
26年以上27年未満	819,000	749,000	723,000	697,000	661,000	598,000	553,000
27年以上28年未満	859,000	789,000	762,000	735,000	698,000	632,000	587,000
28年以上29年未満	899,000	829,000	801,000	773,000	735,000	666,000	621,000
29年以上30年未満	939,000	869,000	840,000	811,000	772,000	700,000	655,000
30年以上	979,000	909,000	879,000	849,000	809,000	734,000	689,000

6 積載車について

1 運行上の注意

- 団員以外を乗車させない。(人命救助等の緊急の場合を除く)
- 必ず2人以上乗車する。
- シートベルト・ヘルメットを着用する。
- 荷台での立ち乗りはしない。

2 火災等緊急出動の運行(サイレン・回転灯を作動)

運転者

- 法定速度を厳守し、スピードを出しすぎない。
- 一般車両や通行者が必ず回避してくれるものと期待しない。
- 安全確認を行う同乗者の指示を復唱して運行する。

同乗者(助手席)

- 道路状況や走行速度を常に観察し、運転者に適切に指示を行う。
- 交差点や狭い道路等では、マイクで一般車両や歩行者に進行方向を知らせる。

赤信号の交差点への進入

- 赤信号の交差点には減速して接近する。
- 横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の安全を確認してから前進する。
- 交差点の左右を見渡せる地点で再度一時停止し、一般車両の安全を確認してから最徐行で交差点を通過する。
- 一時停止後の発進の際は、一般車両や歩行者の飛び出しを意識する。
- 他の緊急車両と遭遇する交差点は特に注意して運転する。

停止車両等の追越し

- 追越しの際は、減速して対向車や後方からの追越車両に特に注意する。
- 同乗者はマイクで周辺の車両に対して注意を促す。



大切な人、大切な自分のまちを守りたい



人吉市消防団

FIRE VOLUNTEER of HITOYOSHI CITY

事務局：人吉市総務部防災安全課（本館3階）